	番組アーカイブ勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金償還金	
資本収支差金		

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	視聴料収入	番組アーカイブ提供業務から生じる収入
	財務収入	
	雑収入	
	特別収入	
事業支出		
	既放送番組配信費	番組アーカイブ提供業務に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
	広報費	
	給与	
	退職手当・厚生費	
	共通管理費	
	減価償却費	
	財務費	
	特別支出	
事業収支差金		

（資本収支）

款	項	説　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	
	一般勘定長期借入金	
	長期借入金	
資本支出		
	建設費	
	一般勘定長期借入金返還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	説　明
事業収入		
	受託業務等収入	法第20条第３項各号の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益その他の金融収入
事業支出		
	受託業務等費	法第20条第３項各号の業務に要する経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
事業収支差金		

注１　この表において、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法第73条第２項に規定する特別の勘定をいう（別表第三号及び別表第四号において同じ。）。

注２　この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条第４項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう（別表第三号及び別表第四号において同じ。）。

注３　この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注４　予算書の末尾に次の事項を記載すること。

⑴　事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。）

⑵　事業収支差金の処分予定の内訳

⑶　事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

別表第三号（第34条第１項関係）

財　産　目　録

年　月　日現在

（協会全体）

科　目	内訳 摘要	内訳 金額	合計
		千円	千円
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			
現金			
預金			
受信料未収金			
受信料未収金			
未収受信料欠損引当金			
有価証券			
番組勘定			
貯蔵品			
前払費用			
翌年度受信料収納費			
その他の前払費用			